

国立大学法人電気通信大学外部資金獲得貢献手当支給細則

制定 令和3年3月15日細則第20号
最終改正 令和7年2月21日細則第10号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学職員給与規程第28条の2及び国立大学法人電気通信大学年俸制職員給与規程第17条の2の規定による外部資金獲得貢献手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(職員の外部資金獲得貢献手当の額)

第2条 職員(年俸制適用職員を含む。以下同じ。)に支給する外部資金獲得貢献手当の額は、一の年度(毎年4月から翌年3月までをいう。)において、次の各号に掲げる区分毎に、当該各号に定める額の範囲内であって、かつ、各区分の額を合計して120万円までの範囲(この細則に規定する他の外部資金獲得貢献手当の額を含む。)で当該職員が申請した額とする。

- 一 大学が別に定めるところにより研究費を獲得した教員等の研究環境向上のためのインセンティブ経費が措置された職員 当該年度に配分されるインセンティブ経費の3割以内の額
 - 二 大学が別に定めるところにより競争的研究費の直接経費から人件費を支出した研究者への支援として研究者の処遇改善のための経費が措置された職員 外部資金獲得貢献手当として申請した額に係る法定福利費を含めて当該年度に配分される額の範囲内となる額
 - 三 大学が別に定めるところにより共同研究に係る直接経費から人件費を支出した研究者への支援として研究者の処遇改善のための経費が措置された職員 外部資金獲得貢献手当として申請した額に係る法定福利費を含めて当該年度に配分される額の範囲内となる額
- 2 前項の申請において、その額は区分毎に5万円以上とし、1万円を単位とする。

(新年俸制適用職員の特例)

第3条 新年俸制適用職員に対する前条第1項の適用については、同項中「120万円までの範囲」とあるのは「得られる額の範囲」と、同項第1号中「3割以内の額」とあるのは「4割以内の額」と読み替えるものとする。ただし、一の年度の途中で新年俸制適用職員となった者については、新年俸制適用職員となった日以後に申請する額に限る。

(特定任期付職員等の外部資金獲得貢献手当の額)

第4条 第2条各項の規定は、特定任期付職員又は非常勤職員に支給する外部資金獲得貢献手当の額に準用する。

(教授の職務を兼ねる理事の特例)

第4条の2 第2条各項の規定は、国立大学法人電気通信大学理事規程第6条第2項により教授の職務を兼ねる理事に限り支給する外部資金獲得貢献費に準用する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、外部資金獲得貢献手当の支給に関し必要な事項は、

学長が定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月21日細則第10号)

この細則は、令和7年2月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。